

神奈発基1216第3号  
令和4年12月16日

関係団体の長 殿

神奈川労働局長  
(公印省略)

### 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関し、これまで、

1. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の4 第1項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）のうち、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たもの（合計1,052物質）
2. 法第57条の4第1項の既存の化学物質として政令に定める化学物質（以下「既存化学物質」という。）のうち、有害性の調査結果等により、強度の変異原性が認められたもの（合計244物質）

については、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1。以下「指針」という。別添参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（令和3年厚生労働省告示第413号、令和4年厚生労働省告示第84号、第214号及び第299号）により、807物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙1に掲げる計33の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

このことに関して、別添1のとおり、令和4年12月7日付け基発1207第3号をもって厚生労働省労働基準局長から通知があったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、本告示の内容が傘下会員事業場等に周知されるよう御協力をお願い申し上げます。

変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針  
 (平成5年5月17日付け労働省労働基準局長伺い定め)

平成5年5月17日  
 一部改正 平成18年3月9日  
 一部改正 平成24年12月11日

## 1 趣旨

この指針は、微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質（以下「変異原化学物質」という。）又は変異原化学物質を含有するもの（変異原化学物質の含有量が重量の1パーセント以下のものを除く。）（以下「変異原化学物質等」という。）を製造し、又は取り扱う作業に関し、当該変異原化学物質への暴露による労働者の健康障害を未然に防止するため、その製造又は取扱いに関する留意事項について定めたものである。事業者は、この指針に定める措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 2 変異原化学物質による暴露を低減するための措置について

- (1) 労働者への変異原化学物質による暴露の低減を図るため、当該事業場における変異原化学物質等の物性、製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

### イ 作業環境管理

- (1) 使用条件等の変更
- (2) 作業工程の改善
- (3) 設備の密閉化
- (4) 局所排気装置等の設置

### ロ 作業管理

- (1) 労働者が変異原化学物質に暴露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- (2) 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- (3) 変異原化学物質に暴露される時間の短縮
- (4) (1)により暴露を低減するための装置等の設置等を行った場合には、次によること。

イ 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。  
 ロ 局所排気装置等については定期的に保守点検を行うこと。

ハ 変異原化学物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染を防止すること。

二 保護具については同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。また、送気マスクを使用させたときは、当該労働者が有害な空気を吸入しないような措置を講ずること。

- (3) 次の事項について当該作業に係る作業規定を定め、これに基づき作業させるこ

と。

- イ 設備、装置等の操作、調整及び点検
- ロ 異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ハ 保護具の使用

### 3 作業環境測定について

- (1) 変異原化学物質に係る作業が屋内で行われる場合であって、当該物質に関する作業環境測定手法が開発されているときには、定期に当該物質の性状に応じ作業環境測定基準、作業環境ガイドブック等を参考として作業環境測定を実施することが望ましいこと。
- (2) 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めること。

### 4 労働衛生教育について

- (1) 変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に従事している労働者及び当該作業に従事させることとなった労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行うこと。
  - イ 変異原化学物質の性状及び有害性
  - ロ 変異原化学物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
  - ハ 局所排気装置その他の変異原化学物質への暴露を低減するための設備並びにそれらの保守及び点検の方法
- ニ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- (2) 上記事項に係る労働衛生教育の時間は4時間以上とすること。
- (3) (1) のイからニの全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該項目についての教育を省略して差し支えないこと。

### 5 危険有害性等の表示、通知等について

変異原化学物質等を譲渡し、又は提供する場合は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14及び第24条の15の規定に準じて、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート（以下「SDS」という。）の交付等により名称等の通知を行うこと。この場合、微生物等への強い変異原性を有することについて表示及び通知の内容に含めること。

### 6 変異原化学物質等の製造等に従事する労働者の把握について

変異原化学物質等を製造し、又は取り扱う作業に常時従事する労働者について、1年を超えない期間ごとに次の事項を記録すること。

- イ 労働者の氏名
- ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ハ 変異原化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

なお、上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めること。

別紙1 変異原性が認められた届出物質に関する情報一覧

	名称公表番号	名称公表年月日	名称	構造式	性状	用途の例
1	29632	令和3年12月27日 厚生労働省告示第413号	<i>N</i> -((3-アセチル-4-(アミノ)-9,10-ジオキソ-9,10-ジヒドロアントラセメントイル)-4-メチルベンゼン-1-スルホニアミドを主成分とする、2-アセチル-1-アミノアントラセミドの反応生成物	別添参照 別添参照	濃青色粉体	染料中間体
2	29667		2-エチル-1-ニトロアントラセメント-9,10-ジオキソ-9,10-ジヒドロ-2-スルホナート	別添参照 別添参照	黃白色粉体 白色結晶	染料中間体 医薬中間体または原料
3	29680		4-[(5-クロロ-2-ヒドロキシフェニル)ジアゼニル]-5-メチル-2-フェニル-2,4-ジヒドロ-3H-ピラゾール-3-オ	別添参照 別添参照	黃色粉末	染料中間体
4	29693		2-メチル-4-ニトロ安息香酸	別添参照 別添参照	淡黃色粉末 淡黃色粉末	医薬品原料 医薬中間体
5	29818		2-メチル-4-ニトロベンゾイル=クロロド	別添参照 別添参照	橙色透明液体	紫外線吸収剤の中間体
6	29819	令和4年3月25日 厚生労働省告示第84号	亜硝酸ナトリウムと4-カルボキシ-2-ニトロベニゼン-1-ジアソニウムの混合物の水溶液	別添参照 別添参照	粉末	触媒の中間体
7	29828		(アセタト- $\kappa^2$ O, O') [1-メチル-4-(プロパン-2-イル)-2-ベンゼン]ルテニウムエタシ-1,2-ジイル=ビス(2-ブロモ-2-メチルブロバノアート)	別添参照 別添参照	白色固体	製造中間体
8	29830		2-[3-クロロ-5-(1,3,3-トリメチル-1,3-ジエン-1-オイル)-2-イリデン]ベンダー-1,3-ジエニル-1-メチルペンゼン-1-スルホナート	別添参照 別添参照	綠色粉末	カラーフィルター用青色顔料の中間体
9	29848		6-[(4-クロロ-2-ニトロフェニル)ジアゼニル]-2H-1,3-ベンゾジオキソ-5-オール	別添参照 別添参照	赤褐色粉末	紫外線吸収剤の中間体
10	29885		[クロロメチル)オキシラン-3-3',5',5'-トリメチル-1,1,1-トリメチル-3H-インドール-1-イウム=4-メチルペンゼン-1-スルホナート	—	—	—
11	29886		[1,1,1-トリメチル-3H-インドール-1-オール・[1,1,1-トリメチル-3H-インドール-1-オール-2-オール-2-エニル]-4,4-ジオール重縮合物]とプロパシ-2-オールと水の付加反応生成物	別添参照 —	白色固体	電子材料用途
12	29894		(クロロメチル)オキシランと「〔(クロロメチル)オキシラン-1,1,2-ジオール重縮合物〕の縮合反応生成物	—	淡黃色液状～半固形	接着剤用樹脂
13	29895		ジプロモジ(クロロ)メタン	別添参照 別添参照	微黄色～褐色液体	溶葉物
14	29925		2,3-ジブロモブロバ-1-エン	別添参照 別添参照	—	医薬品中間体
15	29927		4,6-ジジニトロフェニル)ジアセタートを主成分とする、(2-クロロ-4,6-ジメチル-2-ジメチルアザニトロアミニアンのジアゾ化反応生成物)ヒジメチル-2,2-ジメチル-2-メトキシフェニル)アンジンジル】ジアセタートの反応生成物	別添参照 別添参照	黑色粉末	染料
16	29929					

			硝酸とビス(硝酸)白金(II)の混合物	橙色液体	別添参照	橙色液体	別添参照	自動車触媒用原料
17	29949		ビス(硝酸)白金(II)	褐色粉末	別添参照	褐色粉末	別添参照	触媒原料
18	29970		(4Z)-4-(ヒドロキシイミノ)-1-[5-O-(2-メチルプロパンオイル)-β-D-オリゴフラノシリ]-3,4-ジヒドロビリミジン-2(1H)-オーン(別名:モルヌビラビル)	白色の固体	別添参照	白色の固体	別添参照	医薬品原料
19	29973		1-ヒドロキシ-5-[(プロパン-2-イル)アミノ]アントラセニ-9,10-ジオン	別添参照	別添参照	茶褐色粉体	別添参照	染料中間体
20	29977		2-アプロモ-1-ニトロ-4-フェノキシ-3-(トリフルオロメチル)ベンゼン	別添参照	別添参照	白色の結晶	別添参照	治験薬中間体
21	30007		4-アプロモ-5-ヒドロキシ-1-[(プロパン-2-イル)アミノ]アントラセニ-9,10-ジオン	別添参照	別添参照	暗褐色粉体	別添参照	染料中間体
22	30008		1-メトキシ-5-[(プロパン-2-イル)アミノ]アントラセニ-9,10-ジオンを主成分とする、9,10-ジオキソ-5-[(プロパン-2-イル)アミノ]-9,10-ジヒドロアントラセニ-1-ースルホン酸とメタノールの反応生成物	別添参照	別添参照	茶色粉体	別添参照	染料中間体
23	30034	令和4年6月27日 厚生労働省告示第214号	2-[2-(2-アミノエトキシ)エトキシ-1-オール-(1,1'-(エタン-1,2-ジイリ)ビス(4-ニトロベンゼン)(生成分)と1,1'-エテナー-1,2-ジイル)ビス(4-ニトロベンゼン)と1,1'-エジニトロ-5,6-ジアザ-1,10-(1,4,7(1,4)-テトラベンゼナデカファン-2,5,8-トリエシン)の混合物	別添参照	別添参照	液体质	別添参照	医薬品中間体
24	30038		オキソラン-2,5-ジオン・〔(クロロメチル)オキシランと(フェノール・ホルムアルデヒド重縮合物)の縮合反応生成物〕と2-メチルブロバ-2-エン酸のエステル化反応生成物 重附加物	-	-	淡黄色、粘稠性液体	接着剤、粘着剤又はシリコングリ材	
25	30053		1-(クロロメチル)-2-フルオロ-4-[(プロバ-2-エン-1-イル)オキシ]ベンゼン(II)	別添参照	別添参照	黄色液体	別添参照	治験用原薬中間体
26	30087		2-(3-フルオロフェノキシ)-5-ニトロビリミジン	別添参照	別添参照	白色固体	半導体製造の前工程における絶縁膜などのエッチング	
27	30115		2-(3-フルオロフェノキシ)-5-ニトロモアセタート	別添参照	別添参照	白色～黄色の結晶又は無色～淡黄色液体	医薬品中間体	
28	30187		2-[4-(ベンジルオキシ)フェニル]エチル=メタンスルホナト	別添参照	別添参照	白色結晶	中間物 製造中間体(最終製品の用途:医薬品原薬)	
29	30223							
30	30228							
31	30240							

32	30284 令和4年9月27日 省告示第299号	厚生労働 トリスチルシクロヘキサノナトメチル・2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)ブロバン-1,3-ジオール・ $\alpha$ -ビドロキシ基を有する、アブタ-1,3-ジエン重合物] 重付加物) 重付加物 (オキシラナ) -4, 6 (1, 4)-ジベンゼナノナファン・4, 4, -(ブロバン-2, 2-ジイ-4) ビス [2-(ブロバ-2-エン-1-イル) フェノール] 重付加物) と5, 5-ジメチル-3, 7-ジオキサン-1, 9 (2)-ビス (オキシラナ) -4, 6 (1, 4)-ジベンゼナノナファンの混合物	茶色ベースト 自動車用接着剤
33	30328	「(クロロメチル) オキシラン・4, 4'-(ブロバン-2, 2-ジイ-4-ジイソシアナト-2-メチルベンゼン) とヒマシ油の付加反応生成物」・「(1, 3-ジイソシアナト-1-メチルベニゼン) と2, 4-ジイソシアナト-1-メチルトリス [4-(オキシメチルエタン-1, 2-ジイル) トル]」の付加反応生成物) 「(1, 2-R)-1, 2-ヒドロキシオクタデカノン酸を主成分とする、ヒマシ油脂肪酸の水素化反応生成物」・「(4-tert-ブチルフェノキシ) メチル】オキシラン重付加物	黄色液状 接着材料

基発 1207 第 3 号  
令和 4 年 12 月 7 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

標記について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質及び同条同項の既存の化学物質として政令に定める化学物質のうち、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについて、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。）の対象物質に追加することとし、別添により関係事業者団体に対して、指針に基づく措置を講ずるよう周知していただきたい旨要請したところである。

ついては、貴職におかれても、管内の事業者に対して、別添の別紙 1 に掲げる化学物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知されたい。